

20 設ダ第 5 号
平成 20 年 1 月 21 日

愛知県豊川水系対策本部長
副知事 西村眞殿

設楽町長 加藤和年



設楽ダム建設同意に係る確約事項について（照会）

平素から町行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。さて、平成 19 年 4 月、設楽ダム工事事務所並びに愛知県から、設楽町及び設楽町議会、さらに設楽ダム対策協議会等に対し、今年秋頃には設楽ダム建設事業に係る特ダム法基本計画を公示したいと説明されたところがありました。

しかし、現状では若干の遅れがあり、平成 19 年度内には特ダム法基本計画案に対する愛知県知事意見が国へ提出され、その後、国は特ダム法基本計画を公示し、建設着手に向けた作業（補償基準提示）に入るものと推察しています。

本町としては、長年に亘る対応の中、大きな節目ごとに協定を結び、その都度要望事項に対する確約を交わし進めてきたところで、現在、建設同意までの町の姿勢として、早期解決に向け協力しているところであります。

今年度の設楽ダム工事事務所並びに愛知県の動きを見ますと、本町に対し、いよいよ最終段階のダム建設同意について意思表示を迫られる時期であると考えています。

したがいまして、本町としては、別記事項について強く要望し、これに対する国土交通省中部地方整備局並びに愛知県の回答を確認の上、建設同意について判断したいと考えています。

つきましては、愛知県におかれましては、本町にとって最良の回答となるようご配慮いただき、文書で回答を明示いただきますようお願いします。

なお、国土交通省中部地方整備局設楽ダム工事事務所長宛にも、別添写しのとおり照会しておりますので申し添えます。



設楽ダム建設同意に向けて設楽町が要望する確約事項

設楽町は、設楽ダム建設を容認することについては、次の要件について国土交通省中部地方整備局並びに愛知県に対して確認を求め、この回答如何によって建設同意への判断をしたいと考えています。

建設同意のための確約事項

①基本的考え方の明確化

平成 15 年に愛知県知事を立会人とし、設楽町長と国土交通省中部地方整備局長との間で締結した「設楽ダム建設事業の推進に関する協定」調印時の事前確約事項(37項目)について、今後もこれを遵守すると共に引き続きこれを進めていくこと。

基本となる事前確約事項(37項目)の内から次の事項については、建設同意までに具体案を提示していただけるよう強く要望する。

②水没住民の生活再建対策(集団移転地・公営住宅の整備)の明確化

国土交通省中部地方整備局並びに愛知県は、水没住民の意向に沿って新たな生活を営むための場所、及び用地規模等を明確にすると共に、関係住民が移転地の選択ができるよう土地購入代金等の具体的条件を示し、意向が纏まった集団移転地については、責任を持って造成工事を実施すること。

また、賃貸住宅を希望する方への対応策として、入居が可能な公営住宅を整備すること。

③国道257号の改良整備の明確化

町内の国道 257 号の内、設楽町清崎から設楽町田口までの区間（通称安沢坂）と設楽町川向から東納庫までの区間（通称川向坂）及び設楽町西納庫地内の森田橋から豊田市中当町境界までの区間における改良整備計画を明確にすること。

④水源地域対策特別措置法に基づく、設楽ダム水源地域整備計画に対する受益地域の費用負担の明確化

設楽町が設楽ダムによる影響緩和を図るために実施する水源地域整備事業に係る費用の内、その一部を下流受益地域に負担を求めることが可能となること。したがって、その負担率を明確にすること。

⑤設楽ダム対策基金造成額の明確化

豊川水源基金による設楽ダム対策基金の造成は、補償基準妥結時に基金造成額を明らかにすることとなっており、設楽町では今がこの時であると認識している。
したがって、この基金造成額を明確にすること。

⑥下流受益市町との交流施設整備の明確化

「水」を通して水源町とそれを利用する地域の方々との交流を深める事は、流域一体化の視点から極めて重要と考えている。
したがって、これを進めるための下流市町との交流施設の整備計画を明確にすること。

⑦設楽ダムに係る公共補償の明確化

設楽町等が所管する公共施設の補償方法について、関係機関で具体的な内容を協議しこれを明確化すると共に、その内容について公共補償協定を結びこれに基づき補償すること。

また、関係する事業主体が機能回復のための事業を行う際には、ダム事業者は責任を持ってこれに協力すること。



20 設ダ第 4 号

平成 20 年 1 月 21 日

国土交通省中部地方整備局
設楽ダム工事事務所長 山内 博 殿

設楽町長 加藤和年



設楽ダム建設同意に係る確約事項について（照会）

平素から町行政につきまして、ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成 19 年 4 月、設楽ダム工事事務所並びに愛知県から、設楽町及び設楽町議会、さらに設楽ダム対策協議会等に対し、今年秋頃には設楽ダム建設事業に係る特ダム法基本計画を公示したいと説明されたところがありました。

しかし、現状では若干の遅れがあり、平成 19 年度内には特ダム法基本計画案に対する愛知県知事意見が国へ提出され、その後、国は特ダム法基本計画を公示し、建設着手に向けた作業（補償基準提示）に入るものと推察しています。

本町としては、長年に亘る対応の中、大きな節目ごとに協定を結び、その都度要望事項に対する確約を交わし進めてきたところで、現在、建設同意までの町の姿勢として、早期解決に向け協力しているところであります。

今年度の設楽ダム工事事務所並びに愛知県の動きを見ますと、本町に対し、いよいよ最終段階のダム建設同意について意思表示を迫られる時期であると考えています。

したがいまして、本町としては、別記事項について強く要望し、これに対する国土交通省中部地方整備局並びに愛知県の回答を確認の上、建設同意について判断したいと考えています。

つきましては、国土交通省中部地方整備局におかれましては、本町にとって最良の回答となるようご配慮いただき、文書で回答を明示いただきますようお願いします。

なお、愛知県豊川水系対策本部長宛にも、別添写しのとおり照会しておりますので申し添えます。